

御意見・御質問に対する回答（区域施策編）

①	素案 全体		提出者	
質問 意見	<p>計画で使われている用語について BAU（現状趨勢排出量）について、市民や事業者にとってなじみのない用語のため別のわかりやすい言葉に置き換えてもいいのではないかと。 今後何も対策を行わない場合 現在の状態から、追加的対策を行わない場合 現在の状態から、追加的対策を行わず推移した場合・・・</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕 ○ 御意見を踏まえ、BAU排出量の意味を含め、温室効果ガス排出量削減目標設定の考え方が市民や事業者に分かりやすく伝わるよう、「第5章 計画の目標」の「2. 温室効果ガス排出量削減目標設定の考え方」の内容を全体的に整理し、修正しました。（素案(修正版)15・16頁）</p>			

②	素案(3月) P1	素案(修正版) P1	第1章 計画の基本的事項	提出者	
質問 意見	<p>SDGsや地域循環共生圏の考え方を取り入れ温暖化対策を推進してはいかがでしょうか。</p>				
回答	<p>〔環境政策課〕 ○ 第6章（素案(修正版)19頁・5行目～）に「SDGsや地域循環共生圏の考え方を取り入れ」て温室効果ガス排出量削減に向けた施策を推進していくことを記載しておりますが、御意見を踏まえ、解説を追加して補正するよう第6章の内容を修正しました。（素案(修正版)19・20頁）</p>				

③	素案(3月) P1	素案(修正版) P1	第1章 計画の基本的事項	提出者	
質問 意見	<p>地球温暖化対策は、緩和策と適応策の両輪で取組を進める必要があります。本実行計画では緩和策を対象としていますが、適応策（気候変動適応法、努力義務）についてはどのように考えていますか。</p>				
回答	<p>〔環境政策課〕 ○ 緩和策と適応策の両輪で取組を進める必要がある地球温暖化対策ですが、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定により中核市に策定が義務付けられている一方、「地域気候変動適応計画」の策定は気候変動適応法第12条の規定により努力義務とされています。以上を踏まえ、まずは緩和策に重点を置きつつ、適応策と緩和策とのバランスを取りながら、必要に応じて検討を進めていきたいと考えております。</p>				

④	素案(3月) P1	素案(修正版) P1	第1章 計画の基本的事項	提出者
質問 意見	市民や事業者に対して、後ろ向きではなく、むしろ積極的に取り組むことによって新たな社会や経済をみんなで作り出していこうというメッセージを発信してはどうでしょうか。			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 御意見を踏まえ、「第1章 計画の基本的事項」の「1. 計画策定の趣旨」(素案(修正版)1頁・14行目～)を次のとおり変更しました。</p> <p>「本計画は、このような状況の変化に対応するために改めて策定するもので、これを機に、市、市民、事業者それぞれが積極的に地球温暖化対策に取り組むことにより、「環境・社会・経済のバランスのとれたグリーン社会の実現」を目指していきます。」</p>			

⑤	素案(3月) P2	素案(修正版) P2	第1章 計画の基本的事項	提出者
質問 意見	<p>4. 計画期間</p> <p>国では2030年を中期目標としています。これに合わせ、2030年を中期目標(計画の目標)、2050年を長期(最終)目標と整理してはいかがでしょうか。</p> <p>P.2余白を活用し、以下のグラフを作成してみたいでしょうか。</p> <p>八戸市の温室効果ガス排出量の推移(過去数年分、棒グラフ)を示し、さらに2030年、2050年のそれぞれの目標値を示すことでわかりやすくする。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 本計画は、国が策定した地球温暖化対策計画に整合するよう、計画期間を2030年度までとし、目標年度を2030年度とするものでありますが、⑨の御意見も踏まえ、⑨の回答のとおり「第5章 計画の目標」の「1. 温室効果ガス排出量の削減目標」(素案(修正版)15頁・3行目～)を変更しました。また、グラフについては「第5章 計画の目標」(素案(修正版)18頁)に掲載しました。</p>			

⑥	素案(3月) P5	素案(修正版) P6	第2章 地球温暖化を取り巻く状況	提出者
質問 意見	第2章 地球環境を取り巻く状況について、4. 八戸市の動向が中途半端な印象がありますのでわかりやすく整理していただけると助かります。			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 御意見を踏まえ、「第2章 地球温暖化を取り巻く状況」の「4. 地球温暖化対策を巡る八戸市の動向」(素案(修正版)6頁・2行目～)を次のとおり変更しました。</p> <p>「<u>本市では、平成22(2010)年2月に第1次計画を策定し、地球温暖化対策として二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。</u> <u>その後、平成27(2015)年に採択されたパリ協定以降の世界的な地球温暖化対策の動きや、令和2(2020)年に国が行った「2050年カーボンニュートラル宣言」など、国内外の情勢を踏まえ、地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っているとの認識のもと、市民と共に考え行動していく契機とするため、令和3年(2021)年6月に、市として2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを表明しました。</u> <u>令和4(2022)年2月には、将来にわたって気候や環境の急激な変化が社会・生活基盤に多大な影響を与える可能性があることへの危機感を市民始め多くの主体と共有するため、「気候非常事態」を宣言し、環境・社会・経済のバランスのとれたグリーン社会の実現に向けて取り組んでいくこととしました。</u>」</p>			

⑦	素案(3月) P11	素案(修正版) P12	第4章 温室効果ガス排出量の現状と課題	提出者
質問意見	<p>3. その他の温室効果ガス排出量</p> <p>八戸市では、二酸化炭素（CO2）以外温室効果ガスの排出量を把握することは可能でしょうか。対象とする温室効果ガスとして7種あります。具体的な取組は二酸化炭素（CO2）以外見当たりません。例えば、フロンガス（冷媒等）関係は、既往の取組もありますので施策として追加してはどうでしょうか。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 第1章の3（素案(修正版)2頁・1行目～）に記載のとおり、二酸化炭素（CO2）以外の温室効果ガスのうち、当市で排出量の推計が可能なのはメタンと一酸化二窒素の2種類であり、代替フロン等の排出量は推計できないため、本計画の対象外としておりますが、御質問及び御意見を踏まえ、第1章の「3. 計画の対象とする温室効果ガス」の内容を全体的に整理し、温室効果ガス7種類を紹介した上で、代替フロン等の取組に係る事項を補足として追加しました。（素案(修正版)2頁・2行目～）</p>			

⑧	素案(3月) P11	素案(修正版) P12	第4章 温室効果ガス排出量の現状と課題	提出者
質問意見	<p>産業分野や農業分野において排出されると予想されるCO2以外の温室効果ガスについても大まかな対策を示してはどうか。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 産業分野や農業分野におけるメタンと一酸化二窒素の排出量削減については、現時点で対策を明記するのが難しいと考えられることから、これらの排出量を推計し現状把握に努め、今後の温室効果ガス排出量の動向等を見ながら、検討してまいりたいと考えております。</p>			

⑨	素案(3月) P13	素案(修正版) P15	第5章 計画の目標	提出者
質問意見	<p>1. 温室効果ガス排出量の削減目標</p> <p>長期目標として2050年（令和??年）に、カーボンゼロ（あるいはゼロカーボンシティなど）を目指すことも加えてはどうでしょうか。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 御意見を踏まえ、「第5章 計画の目標」の「1. 温室効果ガス排出量の削減目標」（素案(修正版)15頁・3行目～）を次のとおり変更しました。</p> <p>「<u>2050年カーボンニュートラルの実現を見据えて、当市で排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）の削減目標については、国が掲げる目標を踏まえて、次のとおり設定することと</u>します。」</p>			

⑩	素案(3月) P16~20	素案(修正版) P19~24	第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策	提出者																																			
質問 意見	八戸市環境基本計画第3節脱炭素・循環型社会づくりの施策内容と整合するように整理して下さい。																																						
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して策定することが義務付けられているものであり、同法第21条第3項に掲げる施策の区分に基づき、当市の施策を定めています。</p> <p>○また、国が地球温暖化対策計画に掲げる取組との連携による温室効果ガス排出削減量を見込んでいることを踏まえ、その連携する国の取組に対応するよう、本計画の取組内容を定めています。</p> <p>○一方、八戸市環境基本計画は、八戸市環境基本条例に基づき策定する計画で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、市、市民、事業者等の各主体の取組を網羅的に記載しています。</p> <p>○両計画の施策の関係についてはおおむね以下のとおりとなっており、この構成において整合性を確認した結果、取組の一部について施策区分を変更しました。(素案(修正版)21・22頁)</p> <p>【施策の対応】</p> <table border="1"> <tr> <td>【区域施策編】第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策</td> <td></td> <td>【基本計画】第3章 環境施策の方向性 第3節 脱炭素・循環型社会づくり</td> </tr> <tr> <td>1. 再生可能エネルギーの導入促進</td> <td>⇔</td> <td>2. 再生可能エネルギーの導入促進</td> </tr> <tr> <td>2. 事業者・住民による削減活動の促進</td> <td>⇔</td> <td>1. 省エネルギーの推進</td> </tr> <tr> <td>3. 地域環境の整備及び改善</td> <td>⇔</td> <td>3. 環境に配慮した都市基盤の整備</td> </tr> <tr> <td>4. 循環型社会の形成</td> <td>⇔</td> <td>4. 3Rの推進</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5. 廃棄物の適正処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6. リサイクル関連産業の振興</td> </tr> </table> <p>【取組の施策区分の変更案】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域施策編における取組</th> <th>施策区分(変更前)</th> <th></th> <th>施策区分(変更後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ペレットストーブの普及を図る</td> <td>2 事業者・住民による削減活動の促進</td> <td>→</td> <td>1 再生可能エネルギーの導入促進</td> </tr> <tr> <td>・次世代自動車の普及を図る</td> <td rowspan="3">3 地域環境の整備及び改善</td> <td rowspan="3">→</td> <td rowspan="3">2 事業者・住民による削減活動の促進</td> </tr> <tr> <td>・海上輸送へのモーダルシフトを促進する</td> </tr> <tr> <td>・エコドライブの普及を図る</td> </tr> </tbody> </table>				【区域施策編】第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策		【基本計画】第3章 環境施策の方向性 第3節 脱炭素・循環型社会づくり	1. 再生可能エネルギーの導入促進	⇔	2. 再生可能エネルギーの導入促進	2. 事業者・住民による削減活動の促進	⇔	1. 省エネルギーの推進	3. 地域環境の整備及び改善	⇔	3. 環境に配慮した都市基盤の整備	4. 循環型社会の形成	⇔	4. 3Rの推進			5. 廃棄物の適正処理			6. リサイクル関連産業の振興	区域施策編における取組	施策区分(変更前)		施策区分(変更後)	・ペレットストーブの普及を図る	2 事業者・住民による削減活動の促進	→	1 再生可能エネルギーの導入促進	・次世代自動車の普及を図る	3 地域環境の整備及び改善	→	2 事業者・住民による削減活動の促進	・海上輸送へのモーダルシフトを促進する	・エコドライブの普及を図る
【区域施策編】第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策		【基本計画】第3章 環境施策の方向性 第3節 脱炭素・循環型社会づくり																																					
1. 再生可能エネルギーの導入促進	⇔	2. 再生可能エネルギーの導入促進																																					
2. 事業者・住民による削減活動の促進	⇔	1. 省エネルギーの推進																																					
3. 地域環境の整備及び改善	⇔	3. 環境に配慮した都市基盤の整備																																					
4. 循環型社会の形成	⇔	4. 3Rの推進																																					
		5. 廃棄物の適正処理																																					
		6. リサイクル関連産業の振興																																					
区域施策編における取組	施策区分(変更前)		施策区分(変更後)																																				
・ペレットストーブの普及を図る	2 事業者・住民による削減活動の促進	→	1 再生可能エネルギーの導入促進																																				
・次世代自動車の普及を図る	3 地域環境の整備及び改善	→	2 事業者・住民による削減活動の促進																																				
・海上輸送へのモーダルシフトを促進する																																							
・エコドライブの普及を図る																																							

⑪	素案(3月) P16~20	素案(修正版) P19~24	第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策	提出者
質問 意見	住宅用省エネ設備、断熱化改修等に対し、購入経費の一部を補助することは可能でしょうか。(この施策は青森県にも検討を依頼しています)			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 温室効果ガス排出量削減に向けた施策のうち、「事業者・住民の削減活動促進」として、住宅用省エネ設備、断熱化改修等の補助事業も選択肢の一つであると考えておりますので、国の補助事業の活用等を含め、今後検討して参ります。</p>			

⑫	素案(3月) P1	素案(修正版) P1	第1章 計画の基本的事項 1. 計画策定の趣旨	提出者
質問 意見	<p>当市は、平成22年2月に策定した第1次八戸市地球温暖化対策実行計画（以下、「第1次計画」という）に基づき…第2次八戸市地球温暖化対策実行計画地域施策編（以下、「第2次計画」という）は、このような状況の変化に対応するために改めて策定するもの、とあります。</p> <p>当市のHPでは「第1次計画」は「新うみねこプラン」の愛称で、基本的な取り組みをまとめた地域計画としています。</p> <p>しかしながら、第2次計画では「新うみねこプラン」の愛称は使わないようですので、その旨の記述が必要ではないでしょうか。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 第1次計画の愛称「新うみねこプラン」については、審議会での意見を踏まえ、第2次計画では使用しないこととしたものですが、そのこと自体は、計画の内容に影響を及ぼすものではないため、第2次計画において当該愛称を使用しない旨を記述する必要はないものと考えております。</p>			

⑬	素案(3月) P1	素案(修正版) P1	第1章 計画の基本的事項 2. 計画の位置づけ	提出者
質問 意見	<p>地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編は…とあります。ここは第2次八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編（以下、「第2次計画」という）のことだと思いますので、図で示す最後の行にもあるように地球温暖化対策実行計画区域施策編で、読んでいて混乱します。「地方公共団体」は必要でしょうか。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 御意見を踏まえ、「第1章 計画の基本的事項」の「1. 計画策定の趣旨」及び「2. 計画の位置づけ」の内容を整理し、修正しました。（素案(修正版)1頁・14行目、20行目、図）</p>			

⑭	素案(3月) P5	素案(修正版) P6	第1章 計画の基本的事項 4. 地球温暖化対策を巡る八戸市の動向	提出者
質問 意見	<p>令和4年2月には気候変動に対する危機感を市民と共有することを目的として、「気候非常事態」宣言をしました。とあります。</p> <p>恥ずかしながら、知らなかったもので、調べたところデーリー東北新聞2月22日載っていました。しかし、「広報はちのへ」で2月号から5月号まで調べましたが、見つけれませんでした。私の見落としでしょうか。</p> <p>「広報はちのへ」6月号は環境政策課が「6月は環境月間です」として地球温暖化の防止に1ページを割いていて、ここで「気候非常事態」宣言を発したことが最後の段落に書かれていました。気候変動に対する危機感を市民と共有することを目的として、「気候非常事態」宣言したのであれば、もう少し広報してもいいのではと思いました。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 令和4年2月に行った「気候非常事態」宣言については、令和4年度と同様、令和5年度の「広報はちのへ」6月号への記事掲載のほか、令和4年6月から市庁舎本館玄関上に看板を設置し広く市民に周知しているところではありますが、本計画に基づく啓発活動等の施策を通じ、引き続き、気候変動に対する危機感を市民と共有するよう努めて参ります。</p>			

⑮	素案(3月) P16	素案(修正版) P19	第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策	提出者	
質問 意見	<p>・・・地域循環共生圏の考え方等を取り入れ八戸市の特性を活かした施策を推進していきます。とあります。</p> <p>2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画で、「地域循環共生圏」を提唱したようです。環境省は「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方、と説明しています。</p> <p>このように定義された言葉なので、「地域循環共生圏」を用語集に追加してはいかがでしょうか。</p>				
回答	<p>[環境政策課]</p> <p>○ 御意見を踏まえ、地域循環共生圏の解説を追加して補正するよう第6章の内容を修正しました。(素案(修正版)20頁)</p>				

⑯	素案(3月) P18	素案(修正版) P22	第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策 1. 温対策法の区分ごとの施策〈取組指標〉	提出者	
質問 意見	<p>環境教育関連事業の年間参加者数は、現状年度令和3年度は1,292人とあり、目標年度令和12年度は1,800人とあります。</p> <p>この環境教育関連事業とはどのような事業でしょうか。目標年度の数値の妥当性を考えるためにもご教示ください。</p>				
回答	<p>[環境政策課]</p> <p>○ 環境への高い意識を持ってもらう目的で市内小学校を対象に開催している「環境学習会」、八戸市近郊のエコな事業を行っている工場などを見学し環境について興味を持っていただく「エコツアー」、水生生物調査を通して小学生の環境を大切にすることを養う「せせらぎウォッチング」、地球温暖化やごみの問題について高校生などに学んでいただく「出前講座」「環境講話」を環境教育関連事業として実施しております。今後は、これらに加え、市民や中小事業者を対象とした省エネセミナーの実施を検討して参ります。</p>				

⑰	素案(3月) P20	素案(修正版) P24	第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策 1. 温対策法の区分ごとの施策 (4)循環型社会の形成	提出者	
質問 意見	<p>項目にナンバーが振られておりません。</p>				
回答	<p>[環境政策課]</p> <p>○ (4)循環型社会の形成に掲げる各取組の内容(素案(修正版)24頁)にそれぞれ付番しました。</p>				